

第78回国民スポーツ大会（第79回冬季大会）中国ブロック大会 競 技 運 営 費 交 付 要 綱

第1条 目 的

この要綱は、第78回国民スポーツ大会（第79回冬季大会）中国ブロック大会（以下「大会」という。）島根県実行委員会が、この大会を開催し主管する競技団体に対し、その競技運営費を交付する手続き等について必要な事項を定める。

第2条 交付対象団体

以下の競技を開催する公益財団法人島根県スポーツ協会加盟競技団体とする。

- 本大会 水泳（水球、アーティスティックスイミング）・サッカー・テニス
ローイング・ホッケー・バレーボール（6人制、ビーチバレーボール）
体操（競技、新体操、トランポリン）・バスケットボール
ウエイトリフティング・ハンドボール・ソフトテニス・卓球
軟式野球・馬術・フェンシング・柔道・ソフトボール
バドミントン・弓道・ライフル射撃・剣道・ラグビーフットボール
スポーツクライミング・カヌー（スラローム・ワイルドウォーター、スプリント）
アーチェリー・空手道・銃剣道、なぎなた・ボウリング・ゴルフ
- 冬季大会 アイスホッケー

第3条 交付対象経費

大会運営に直接必要な経費とする。

第4条 交付額

交付額は、予算の範囲内において交付対象団体に対し別途明示する。

第5条 交付申請

交付対象団体が交付を申請しようとするときは、次に掲げる書類を島根県実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出すること。

交付申請書 （様式1）

収支予算書 （様式2）

第6条 交付決定

会長は、交付申請があったときは内容を審査し、その交付の決定を交付対象団体に通知するものとする。

第7条 請求手続き

競技運営費を請求するときは、交付決定後「交付請求書（様式3）」を会長に提出すること。

第8条 実績報告

交付対象団体は、事業が完了したときは、その日から1ヶ月以内に次に掲げる書類を会長に提出すること。

実施報告書（様式4）

収支決算書（様式5）

領収書（本書）

競技記録

写真（競技会の様子）

※会場にJKAの補助を受けて開催しているというポスターを掲示していたことがわかる写真を1枚添付すること。

第9条 交付額の確定

会長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、交付額の確定を行うものとする。
なお、確定額は千円未満を切捨て千円単位とする。